6. 2. 27
2172

労秘第六二[illegible]
昭和六[illegible]

内務大臣
社會[illegible]
各廳[illegible]

芝浦製作[illegible]

要旨
(1) 争議[illegible]
(2) 會社出[illegible]
(3) 十八日夕[illegible] 幹部辞[illegible]
(4) 廿日再[illegible]

標記争議其[illegible]

# [illegible]明書

[illegible]の行[illegible]時代を現出してゐる。斯して[illegible]人的不景気を打開せんとして我の大小資本家は産業合理化を叫びその如く實行せんとしてゐる。乍然[illegible]すべき事を為さず、為してはならぬ事をなす。即ち産業合理化を生産費の切下げ職業職工の解雇、賃金値下人員整理であることとする。しかるに見よ、彼等は前にも好況時代の財産評価をその儘とし巨大なる空な資本に對して好況時代の利潤をその儘要求せんと、凡ゆる巧妙なる手段を弄して吾々全労働者の膏血を搾取せんとしてゐる。これ所謂産業合理化である。

勿論財産評価を三分の一に切り下げ不況時に適應する利潤を収めても（それは容易に可能である）吾々労働者は賃金制度の鐵鎖から脱れられぬであらうが今次の[illegible]の如き犠牲は之を避け得るのみならず[illegible]の労力[illegible]に[illegible]れるのである。

[illegible]の一部を以つて吾々に[illegible]したのである。かゝる暴挙を黙し得るか。天人共に許さざるこの暴挙を吾々全従業員が立つて戦はざれば誰が又阻止し得るか、吾々は長久の年月を温和に従業して来た、しかるに今日さも不景気の原因かのやうに[illegible]の如く整理されんとするのだ、[illegible]と気まぐれと横[illegible]とをむして排斥されたのだ、吾々は凡てを投げうつて先づ反省を要め要求せざるを得ない所以も此處にあつたのである。そこで吾々全従業員は決死の覚悟をもつて来る十日解雇絶對反對、婦人生理休暇五日間、退職手當の増額、仕[illegible]絶對反對、[illegible]る不具者は絶對に解雇せざる事、[illegible]賃金保證、二[illegible]賃金制の撤廃と最低六十圓の保證、[illegible]料の増額、定期昇給、[illegible]時間[illegible]、自弁工具會社負擔、[illegible]値下絶對反對、賞與二十日分支給、以上十二ケ條の[illegible]を[illegible]し[illegible]十二日その[illegible]を求めに[illegible]した。しかるに[illegible]

[illegible]